

誓約書

私

は、下記のとおり誓約します。

私共

令和 年 月 日

香川県県税事務所長 殿

免税軽油使用者証番号 香川県第 号

氏名又は名称

記

- ① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）の用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」）の使用者に該当しない者であること。
- ② 業種「船舶」から「漁船」へ変更するに当たり、漁業を営み、又はこれに従事する者であり、もっぱら漁業のために使用する船舶の使用者に該当する者であること。

※注意事項

当該誓約書提出後に、実態調査等により、誓約事項に反することが判明した場合は、交付した免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずることや、課税される場合があります。

【地方税法 抜粋（昭和二十五年法律第二百二十六号）】

第七節 軽油引取税

（免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等）

第四百四十四条の二十二

偽りその他不正の行為により免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

4 第一項の場合には、当該免税証を交付した道府県は、当該軽油の引取りを第四百四十四条の二第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

備考 二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員その氏名又は名称を記載すること。